

群馬県立女子大学科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則（群馬県公立大学法人規則第4号。以下「学則」という。）第41条の規定に基づき、科目等履修生について必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 科目等履修生として学則第41条に規定する授業科目の一部を履修できる者は、学則第30条に規定する入学資格がある者とする。

(履修開始時期)

第3条 科目等履修生の履修開始時期は、原則として学年始め又は学期始めとする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生を志願する者は、次の書類を学長に提出しなければならない。ただし、引き続き科目等履修生を志願する者については、第2号及び第4号を省略できる。

- (1) 科目等履修願（別記様式1）
- (2) 履歴書（別記様式2）
- (3) 志望理由書（別記様式3）
- (4) 最終学校の卒業証明書
- (5) その他本学が必要と認める書類

(履修の許可)

第5条 履修の許可は、選考の上、学長が行う。

2 前項の選考は、次のとおり行う。

- (1) 教養教育科目については、教務管理委員会の審査を経て、学長が行う。
- (2) 専門教育科目又は専門科目については、教務委員会の審査を経た後、学長が教授会の意見を聴いた上で行う。
- (3) 教職に関する科目については、教職課程運営委員会の審査を経た後、学長が教授会の意見を聴いた上で行う。
- (4) 博物館に関する科目については、学芸員課程運営委員会の審査を経た後、学長が教授会の意見を聴いた上で行う。
- (5) 群馬学センター開講科目については、群馬学センター運営委員会の審査を経て、学長が行う。
- (6) 地域日本語教育センター開講科目については、地域日本語教育センター運営委員会の審査を経て、学長が行う。
- (7) キャリア支援センター開講科目については、キャリア支援センター運営委員会の審査を経て、学長が行う。

(授業料)

第6条 履修を許可された者は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(期間)

第7条 履修の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、その期間を

延長することができる。

(履修科目)

第8条 科目等履修生は、授業科目を1年間に20単位まで履修することができる。ただし、演習、実験、実習又は実技科目については、本学の教育研究上支障がないと認められた場合限り、履修することができる。

(単位認定)

第9条 学則第16条の規定に基づき、学修の評価を受け合格した者には、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第10条 学長は、科目等履修生の申し出に基づき、修得単位、成績及び履修期間等について所定の証明書を交付するものとする。

(許可の取消し)

第11条 学長は、科目等履修生がこの規程に違反したとき又は疾病その他の事由により履修を続ける見込みがなくなったときは、履修の許可を取り消すことができる。

(規程の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程は、科目等履修生について準用する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、教務管理委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学科目等履修生規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。